【開発（工事）に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ】

開発（工事）場所の照会

◎ 遺跡地図・台帳による確認
遺跡地図及び台帳は文化課に備え付けています。
◎ 現地確認
境界付近など必要に応じて実施します。

◎ 遺跡該当なし
手続きは不要です。

◎ 遺跡該当あり

◎ 試掘調査の依頼・実施
開発者の依頼を受けて、市教育委員会が試掘調査を実施し、開発計画地内に遺跡の保存範囲が広がっているかどうか確認します。

保存範囲あり

保存範囲なし

◎ 遺跡保存に向けての協議
開発計画変更が可能かなどの協議します。
例：遺跡範囲を避けて開発する。
開発場所に一定条件のもと盛土する。
開発時に掘削する深さを変える。　など

計画変更不可

計画変更可能

◎ 文化財保護法に基づく届出・通知（民間開発：93条　公共工事：94条）
市教育委員会にて受領後、県教育委員会へ提出いたします。
なお、民間開発の場合には開発開始の60日前までに届出が必要です。
◎ 県教育委員会からの指示
提出された届出・通知により、県教育委員会より指示を受けます。

◎ 本発掘調査
開発に係る範囲について、開発者と協議の上、工事着工前に発掘調査を実施します。

◎ 工事立会・慎重工事
・文化課の係員が立ち会い、遺構や遺物が出土しないか確認しながら工事を進める。（工事立会）
・遺跡範囲を傷つけないように、また遺構や遺物が出土しないか確認しながら慎重に工事を進める。（慎重工事）

工事着工